



2023年7月5日

各 位

会 社 名 りらいあコミュニケーションズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 網野 孝  
(コード番号：4708、東証プライム市場)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長  
岩本 健一郎  
(TEL. 03 (5351) 7200 (代表))

### 三井物産株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

2023年6月29日付「三井物産株式会社が出資するOtemachi Holdings 合同会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、三井物産株式会社（以下「三井物産」といい、三井物産の連結子会社297社及び持分法適用会社216社（2023年3月31日現在）と総称して「三井物産グループ」といいます。）がその持分の全てを所有しているOtemachi Holdings 合同会社（以下「Otemachi Holdings」といい、三井物産と併せて「三井物産ら」と総称します。）は、2023年5月30日から2023年6月28日まで、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2023年7月5日をもって、当社株式34,843,998株（議決権所有割合（注）53.74%）を所有するに至りました。三井物産は、三井物産が直接所有する当社株式23,707,200株（議決権所有割合36.56%）とともに、Otemachi Holdingsが所有する当社株式34,843,998株（議決権所有割合53.74%）に係る間接所有分と合わせて、当社株式58,551,198株（議決権所有割合90.30%）を所有するに至り、当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定める特別支配株主となっております。

(注)「議決権所有割合」とは、当社が2023年5月12日に提出した「2023年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2023年3月31日現在の発行済株式総数（64,838,033株）から、当社決算短信に記載された2023年3月31日現在の当社が所有する自己株式数（192株）を控除した株式数（64,837,841株）に係る議決権の数（648,378個）に占める割合です（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。）。

三井物産は、本公開買付けの成立により、同社がその持分の全てを所有しているOtemachi Holdings を通じた間接所有分と合わせて、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、当社の2023年5月29日付「三井物産株式会社が出資するOtemachi Holdings 合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「2023年5月29日付当社プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（但し、三井物産及びOtemachi Holdings が所有する当社株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得することにより、当社の株主を三井物産らのみとするための一連の手続（以下「本取引」といいます。）として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（但し、当社、三井物産及びOtemachi Holdings を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）

の全部を三井物産に売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを本日決定したとのことです。

当社は、本日付で三井物産より本株式売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の取締役会において本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本株式売渡請求の承認により、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から 2023 年 7 月 26 日まで整理銘柄に指定された後、2023 年 7 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場（以下「東証プライム市場」といいます。）において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

## 1. 本株式売渡請求の概要

### (1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	三井物産株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 堀 健一	
(4) 事 業 内 容	金属資源、エネルギー、プロジェクト、モビリティ、化学品、鉄鋼製品、食料、流通事業、ウェルネス事業、ICT 事業、コーポレートディベロップメントの各分野において、全世界に広がる営業拠点とネットワーク、情報力などを活かし、多種多様な商品販売とそれを支えるロジスティクス、ファイナンス、さらには国際的なプロジェクト案件の構築など、各種事業を多角的に展開	
(5) 資 本 金 (2023 年 3 月 31 日現在)	342,560,274,484 円	
(6) 設 立 年 月 日	1947 年 7 月 25 日	
(7) 大株主及び持株比率 (2023 年 3 月 31 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16.25%
	EUROCLEAR BANK S.A./N.V. (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	7.57%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6.24%
	日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2.29%
	JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	2.17%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT -TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.60%
	JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.29%
	三井住友海上火災保険株式会社	1.02%
	大樹生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	1.00%
	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	0.97%

	(常任代理人 香港上海銀行東京支店)
(8) 当社との関係	
資 本 関 係	三井物産は、本日現在、当社株式 23,707,200 株 (所有割合 36.56%) を直接所有するとともに、三井物産がその持分の全てを所有している Otemachi Holdings が所有する 34,843,998 株 (所有割合 53.74%) に係る間接所有分と合わせて、当社株式 58,551,198 株 (所有割合 90.30%) を所有しております。
人 的 関 係	2023 年 3 月 31 日現在、以下のとおりです。 当社の取締役 8 名のうち 1 名が三井物産の執行役員の地位を有しております。また、当社は、三井物産から従業員 10 名の出向を受け入れております。
取 引 関 係	三井物産及び三井物産グループ会社向けコンタクトセンター受託等の取引があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	三井物産は、2023 年 3 月 31 日現在、当社を持分法適用関連会社としており、当社の関連当事者に該当します。 なお、本日現在、三井物産は当社の親会社に該当します。

(注)「所有割合」とは、当社決算短信に記載された 2023 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (64,838,033 株) から、当社決算短信に記載された 2023 年 3 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数 (192 株) を控除した株式数 (64,837,841 株) に対する所有株式数の割合 (小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。) をいいます。以下同じです。

## (2) 本株式売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2023 年 7 月 5 日 (水曜日)
当 社 取 締 役 会 決 議 日	2023 年 7 月 5 日 (水曜日)
売 買 最 終 日	2023 年 7 月 26 日 (水曜日) (予定)
上 場 廃 止 日	2023 年 7 月 27 日 (木曜日) (予定)
取 得 日	2023 年 7 月 31 日 (月曜日) (予定)

## (3) 売渡対価

当社株式 1 株につき、1,465 円

## 2. 本株式売渡請求の内容

当社は、三井物産より、本日付で、本株式売渡請求をする旨の通知を受領いたしました。当該通知の内容は以下のとおりです。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称 (会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号)

特別支配株主完全子法人である Otemachi Holdings 合同会社に対して本株式売渡請求をしないことといたします。

(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項 (会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号)

三井物産は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価 (以下「本売渡対価」といいます。) として、その有す

る本売渡株式1株につき1,465円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）  
該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）  
2023年7月31日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）  
三井物産は、本売渡対価を、同社が保有する現預金により支払います。なお、三井物産は、本売渡対価の支払いのための資金に相当する額の銀行預金を保有しています。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）  
本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとし、但し、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について当社の本社所在地にて当社の指定した方法、三井物産が指定した場所及び方法又は当社と三井物産で協議の上決定された場所及び方法により、本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとし、

### 3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

#### (1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、2023年5月29日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、上記の取締役会決議は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

#### (i) 三井物産からの提案及び検討体制の構築の経緯

当社は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、2022年7月15日に、三井物産及びKDD I株式会社（以下「KDD I」といい、KDD Iの

連結子会社 169 社及び持分法適用会社 41 社（2023 年 3 月 31 日現在）と総称して「KDD I グループ」といいます。）から、法的拘束力を持たない意向表明書を受領し、当社株式の公開買付け及びスクイーズアウト手続並びにその後の当社及び株式会社 KDD I エボルバ（以下「KDD I エボルバ」といいます。）の経営統合の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の提案（以下「本提案」といいます。）を受けたことを契機として、当社株式の価値算定、三井物産との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるために、専門性及び実績等の検討を行った上で本取引に関して、三井物産、KDD I 及び KDD I エボルバ並びに当社から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興証券」といいます。）を、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けるために、専門性及び実績等の検討を行った上で外部の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、2022 年 8 月 5 日及び 8 月 17 日に 2 度、当社、三井物産及び KDD I の 3 社間で面談を実施し、本提案の前提、経営方針等に関してヒアリングを行った上で、同年 8 月 30 日に本提案を検討する旨の返答をいたしました。そして、当社取締役会は、当社は三井物産又は本公開買付けの公開買付者として設立される予定の買収目的会社（Otemachi Holdings）の子会社ではなく、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当しないものの、Otemachi Holdings の親会社である三井物産が、当社株式 23,707,200 株（所有割合：36.56%）を所有し、当社を持分法適用会社としていること等により、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当し得ることに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、森・濱田松本法律事務所の助言を踏まえ、直ちに、三井物産ら及び KDD I から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。

具体的には、当社は、2023 年 5 月 29 日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2022 年 7 月下旬から当社の独立社外取締役及び独立社外監査役から構成される本特別委員会（以下に定義します。）の設置に向けた準備を進めました。その上で、同年 8 月 27 日開催の当社取締役会における決議により、木村尚敬氏（当社独立社外取締役）、岸上順一氏（当社独立社外取締役）及び川口里香氏（当社独立社外監査役）の 3 名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、2023 年 5 月 29 日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本特別委員会に対し、(i) 本公開買付けについて当社取締役会が賛同すべきか否か、及び、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと並びに (ii) 当社取締役会による本取引についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べることを（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(i) 当社取締役会における本取引に関する意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、(ii) 本特別委員会が本取引に関する取引条件が妥当でないと判断した場合、当社取締役会は当該取引条件による本取引の承認を行わないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i) 当社が三井物産、KDD I 及び KDD I エボルバとの間で行う交渉の過程に実質的に関与すること（三井物産、KDD I 及び KDD I エボルバとの交渉方針

に関して指示又は要請を行うこと、並びに、自ら三井物産、KDD I 及びKDD I エボルバと交渉を行うことを含みます。)、(ii) 本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し(この場合の費用は当社が負担します。)、又は、当社の財務又は法務等に関するアドバイザーを指名し又は承認(事後承認を含みます。)すること、(iii) 必要に応じ、当社の役職員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること、並びに(iv) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項について権限を付与することを決議しております(当該取締役会における決議の方法については、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。)

また、当社は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任することの承認を受けております。

さらに、当社は、三井物産ら、KDD I 及びKDD I エボルバから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の確認を受けております(かかる検討体制の詳細については、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。)

#### (ii) 検討・交渉の経緯

当社は2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、2022年7月15日、三井物産及びKDD I から本提案を受領したことを契機として、本取引に関して、三井物産、KDD I 及びKDD I エボルバ並びに当社から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を、外部の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、2022年8月5日及び8月17日に2度、当社、三井物産及びKDD I の3社間で面談を実施し、本提案の前提、経営方針等に関してヒアリングを行った上で、同年8月30日に本提案を検討する旨の返答をいたしました。その後、当社は、SMBC日興証券から当社株式の価値算定結果に関する報告、三井物産らとの交渉方針に関する助言を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。

当社は、上記のとおり、2022年8月5日及び8月17日に2度、当社、三井物産及びKDD I の3社間で面談を実施し、本提案の前提、経営方針等に関してヒアリングを行い、2022年9月以降、三井物産及びKDD I との間で本取引の意義及び目的、当社及びKDD I の完全子会社である株式会社KDD I エ

ボルバの対等の精神に基づく経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）後の経営・事業運営の計画等について協議・交渉を重ねてまいりました。具体的には、当社及び本特別委員会は、2022年10月10日、三井物産に対して、本提案及び本取引に関する質問書を送付し、2022年10月20日、三井物産より口頭にて当該質問書に対する回答を受領した上でその趣旨の確認を実施し、また2022年11月24日にも三井物産及びKDDIから口頭にて本取引の意義・目的等に関する追加の説明を受けました。さらに、当社及び本特別委員会は、これらの説明・回答を受け、2022年12月5日、三井物産及びKDDIに対する追加的な質問書を送付し、三井物産及びKDDIから2022年12月8日に口頭にて説明を受けた上、翌9日に回答を受領し、さらに2022年12月14日にも本取引及び本経営統合の意義・目的等について追加的な説明を受けました。

当社及び本特別委員会は、上記の三井物産及びKDDIとの間の協議・交渉を踏まえて、本取引の是非及び本取引に係る取引条件の妥当性を検討し、また、三井物産から、本公開買付価格を1,300円とする旨の第1回提案を受領しました。

第1回提案の受領後である2022年12月9日、当社及び本特別委員会は、三井物産に対し、本特別委員会における検討の結果を踏まえ、第1回提案における本公開買付価格が当社として少数株主に対して賛同表明を決議できる水準には達しないと判断したことを理由に、本公開買付価格の再提案を要請いたしました。

当社及び本特別委員会は、2022年12月19日、三井物産から、本公開買付価格を1株当たり1,375円とする第2回提案を受領し、2022年12月23日、当社及び本特別委員会は、三井物産に対し、本特別委員会との協議を踏まえ、本公開買付価格は引き続き当社として少数株主に対して賛同表明を決議できる水準には達しないとの理由で本公開買付価格を1株当たり1,640円に引き上げる旨の要請を行いました。

当社及び本特別委員会は、2022年12月28日、三井物産から、本公開買付価格を1株当たり1,440円とする第3回提案を受領し、2022年12月30日、当社及び本特別委員会は、三井物産に対し、本特別委員会との協議を踏まえ、当社の少数株主にとってできる限り有利な取引条件を確保する観点から本公開買付価格を1株当たり1,530円に引き上げる旨の要請を行いました。

当社及び本特別委員会は、2023年1月6日、三井物産から、本公開買付価格を1株当たり1,460円とする旨の第4回提案を受領し、2023年1月10日、当社及び本特別委員会は、三井物産に対し、本特別委員会との協議を踏まえ、当社の少数株主にとってできる限り有利な取引条件を確保する観点から、本公開買付価格を1株当たり1,480円に引き上げる旨の要請を行いました。

当社及び本特別委員会は、2023年1月11日、三井物産から、本公開買付価格を1株当たり1,465円とする旨の最終提案を受領しました。2023年1月11日、当社及び本特別委員会は、三井物産に対し、最終提案における提案価格について本特別委員会において慎重に検討を行った結果、当社の少数株主をはじめとしたステークホルダーの皆様より幅広い理解と賛同をいただくことができる水準と考えているとして本公開買付価格を1,465円とすることに同意する旨の回答を行いました。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、適宜、当社や当社のアドバイザーから報告を受け、確認及び意見の申述等を行っております。具体的には、当社は、当社が作成した2023年3月期から2026年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会の確認を受け、その承認を受けております。また、当社の財務アドバイザーは、三井物産との交渉にあたっては、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、三井物産から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行っております。

そして、当社は、2023年1月13日、本特別委員会から、同日時点において、本公開買付けが開始され

た場合には、当社取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主の皆様に応募を推奨する旨の意見表明に係る決議を行うことは相当であり、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書（以下「2023年1月13日付答申書」といいます。）の提出を受けております（2023年1月13日付答申書の概要については、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

(iii) 当社の意思決定の内容

当社は、2023年1月13日開催の当社取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、SMB C日興証券から受けた助言及び1月12日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、2023年1月13日付答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行いました。

その結果、当社は、以下のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社グループが属する業界においては、日本国内の労働人口の減少等の構造的な要因により今後も堅調に推移することが予想されております。一方、想定よりも大きな労働市場のひっ迫によるオペレーション人財（特に現場管理者層）の充足の可否が、スポット業務を含む大型業務の受託に大きく影響していることに加え、中堅 BPO ベンダーの台頭による競争環境の激化及びアウトソーシングニーズの多様化による、コンサル領域・IT 領域といった高付加価値サービスの提供についても求められる傾向になりました。しかし、上記の課題のうち、特に競争環境の激化と、労働市場のひっ迫は想定以上のスピードで進んでおり、コンサル領域・IT 領域を中心とした機能強化による高付加価値化・差別化や、デジタル技術の活用による人的リソースに依存したビジネスモデルからの変革が急務となっております。当社が「中期経営計画 2023」を達成し、顧客企業・消費者・当社従業員の三方向の好循環を実現して持続的に成長していくためには、よりスピード感をもった変革が必要であり、そのためには、他社との連携等を通じた成長に向けた取組みが重要と考えております。そのための積極的な投資は、中長期的にはメリットが見込まれ、当社の企業価値向上に資すると考えられるものの、短期的には初期費用・投資が先行し、当社の財務状況や業績に影響を与える可能性があるため資本市場から十分な評価が得られない可能性があります。したがって、当社は、当社の一般株主の皆様利益を図りつつ積極的な投資を実行することについては限界が存在するため、三井物産らが当社の株主を三井物産らのみとすること並びに三井物産ら及びKDD I が本取引を実施することにより本経営統合を行うことで、急激な環境変化に対応した当社の事業及び経営基盤の抜本的な強化を図るために積極的な投資等を実行することが、当社の企業価値向上にとって最善な手法であると 2023年1月13日に判断いたしました。

当社が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジーは、以下のとおりです。

(ア) 事業基盤強化による売上拡大

当社の株主を三井物産らのみとすること及び本経営統合を行うことは、三井物産と当社の少数株



主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避することとなり、当社において、三井物産グループ及びKDDIグループの顧客基盤・営業網等をより一層有効に活用することを可能にします。KDDIエボルバとの統合により、KDDIエボルバを吸収合併存続会社とし当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併②」といいます。）の効力発生後のKDDIエボルバ（以下「統合会社」といい、統合会社並びにその子会社及び関連会社を総称して「統合会社グループ」といいます。）は国内コンタクトセンター事業者としては、当社とKDDIエボルバそれぞれの企業のみでは達成できない売上規模を実現し、コンタクトセンター及び人財というリソースを共同して有効に活用することにより、事業基盤が強化され、売上拡大をより迅速に行うことができると考えております。

#### （イ）業務の効率化・生産性向上による収益性改善

当社の株主を三井物産らのみとすること及び本経営統合を行うことで、三井物産と当社の少数株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避し、事業、顧客、従業員、地域社会の長期的な利益となる投資及びその意思決定について経営陣が柔軟性を持つ環境をつくることができると考えております。また、統合会社グループ間での経営陣や従業員の自由な移動により、オープンな情報共有、サービスの技術革新や知的財産の開発への投資の支援等が可能となり、業務の効率化・生産性向上を通じて、更なる収益性の改善を図ることができると考えております。

また、当社とKDDIエボルバの拠点や設備の統廃合を行うことでも、収益性の改善を図る余地があると考えております。

#### （ウ）更なる付加価値の高いサービスの開発・提供

当社は、今後の事業成長において、デジタル対応やコンサル機能の拡充等による提供サービスの付加価値向上は喫緊の課題であると考えておりますが、その課題の解決策として内製化及び外部パートナーの活用を考えておりました。当社の株主を三井物産らのみとすること及び本経営統合を行うことは、三井物産らと当社の少数株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避することで、当社において、三井物産グループ及びKDDIグループ企業各社のノウハウやリソースを活用することを可能にし、更なる付加価値の高いサービスの開発・提供を図ることができると考えております。

#### （エ）上場維持コスト及び管理部門の業務負担軽減

当社において、近年の新市場区分における上場維持基準への適合対応及び改訂されたコーポレートガバナンス・コード等に対応するために、上場を維持するための体制や業務負担は、年々増大しております。本取引により当社株式を非公開化することによって、これらのコスト及び業務を軽減できると考えております。

さらに、当社は、本取引後においては、三井物産グループ及びKDDIグループと少数株主の間の利益相反や独立性確保のための制約が回避できることとなり、中長期的な成長の観点から必要な三井物産グループ及びKDDIグループとの連携及び経営資源の効率的活用を迅速かつ円滑に行いながら、当社を含む三井物産グループ及びKDDIグループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えております。

また、当社は、以下の点から、本公開買付価格である1株当たり1,465円は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、その他本公開買付けの条件は公正であることから、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 当該価格が、当社において、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、三井物産らとの間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること
- (b) 当該価格が、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書におけるSMB C日興証券による当社株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似上場会社比較法による算定結果を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果の範囲内であること
- (c) 本取引において、本公開買付けに係る公開買付期間（以下「本公開買付期間」といいます。）は法令に定められた最短期間である20営業日（注）とされているものの、公開買付け予定の公表から実際の公開買付け開始までの期間が長期にわたるため、一般株主の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び三井物産ら以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保されていること  
(注) 2023年1月13日の時点では、三井物産らより、本公開買付期間を20営業日とする旨の連絡を受けておりましたが、Otemachi Holdingsは、本公開買付期間を22営業日と定めており、米国の証券関連法上の公開買付期間の最低必要日数である、米国における20営業日が確保される公開買付期間としているとのことです。
- (d) 本取引において、本公開買付けの下限は「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数には満たないものの、本取引では他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、買付予定数の下限が「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に設定されていないことは本公開買付けの公正性を損なうものではないと考えられること
- (e) 本取引において、本株式売渡請求又は当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）をする際に株主に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主（当社及び三井物産らを除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定であることから、一般株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮されていること
- (f) 当該価格その他本公開買付けの条件は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した2023年1月13日付答申書においても、妥当であると認められると判断されていること

以上より、当社は、2023年1月13日開催の当社取締役会において、同日時点における当社の意見として、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

また、上記の当社取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、当社が設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が2023年1月13日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議いたしました。

当社は、2023年3月31日付「三井物産株式会社が出資する Otemachi Holdings 合同会社による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、三井物産らより、2023年3月31日、国内外の競争法に基づく手続及び対応のうち、一部の国における競争法に基づく手続及び対応が完了しておらず、本公開買付けを開始する時期は2023年5月頃になるものと見込んでいる旨の連絡を受けておりました。

その後、三井物産らは、2023年5月25日に、ベトナム当局から発出された本合併②を承認する文書を受領したことをもって、本取引及び本経営統合の実行に必要な国内外（日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナム）の競争法その他類似の法律上のクリアランスの取得が全て完了したことから、同日、日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナムの競争法その他類似の法律に基づき必要な手続及び対応を終えること等の前提条件（以下「本前提条件」といいます。詳細は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(1) 本公開買付けに関する意見の内容」をご参照ください。）がいずれも放棄されることなく全て充足されることが確実であると判断したため、当社に対し、その他の本前提条件が充足されていること又は三井物産及びKDDIにより放棄されていることを前提として、本公開買付けの開始日を2023年5月30日とする予定である旨の連絡を行ったとのことです。

当社は、2023年5月8日、本特別委員会に対して、本公開買付けが開始されるにあたり、本特別委員会が2023年1月13日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しました。本特別委員会は、2023年5月12日開催の第17回特別委員会、同月17日開催の第18回特別委員会及び同月29日開催の第19回特別委員会において、当社に対して、2023年1月13日以降本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、当該諮問事項について検討を行った結果、2023年1月13日以降、2023年5月29日までの事情を勘案しても2023年1月13日付で当社の取締役会に対して表明した意見を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2023年5月29日に、委員全員の一致の決議により、当社取締役会に対して、本特別委員会が2023年1月13日付で当社取締役会に対して行った答申内容を変更する必要はないものとする旨の答申書（以下「2023年5月29日付答申書」といいます。）を提出しました。

このような中、今般、三井物産らは、2023年5月29日に、当社における本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議以外の本前提条件がいずれも放棄されることなく全て充足されたことを確認し、かつ、当該本前提条件も充足することが確実であると判断したことから、同日、本公開買付けを2023年5月30日から開始することを決定したとのことです。

これに対して、当社は、2023年5月29日付答申書に示された本特別委員会の判断内容及び2023年1月

13 日開催の取締役会以降の当社の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、2023 年 5 月 29 日時点においても、本取引を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が高まりこそすれ、薄れることはなく、2023 年 1 月 13 日時点における当社の本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、2023 年 5 月 29 日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社取締役会の意思決定過程の詳細については、2023 年 5 月 29 日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2023 年 6 月 29 日、三井物産らより、本公開買付けの結果について、当社株式 34,843,998 株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（19,518,000 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、三井物産は、三井物産が直接所有する当社株式 23,707,200 株（議決権所有割合 36.56%）とともに、Otemachi Holdings が所有する当社株式 34,843,998 株（議決権所有割合 53.74%）に係る間接所有分と合わせて、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、三井物産より、本日付で、2023 年 5 月 29 日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全てを取得することにより、当社の株主を三井物産らのみとするための一連の手續として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、(a) 本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであるところ、2023 年 1 月 13 日開催の取締役会の審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で、並びに、2023 年 5 月 29 日開催の取締役会の審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で決議したとおり、当社は、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(b) 本売渡対価は、本公開買付け価格と同一であり、本公開買付け価格の決定に際しては、2023 年 1 月 13 日付答申書及び 2023 年 5 月 29 日付答申書を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(c) 三井物産は、本売渡対価を、三井物産が保有する現預金を原資として支払うことを予定しており、当社としても、三井物産による本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e) 本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f) 本特別委員会が、本売渡対価による本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引についての決定は少数株主に不利益なものではない旨の 2023 年 1 月 13 日付答申書を提出していることを踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は公正であると判断し、

三井物産からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役7名のうち、網野孝氏及び石垣聖二氏については過去に三井物産に在職経験があることから、並びに小日山功氏は三井物産の執行役員を兼任していることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記3名を除く当社取締役4名（すなわち、小志田典彦氏、岸上順一氏、由佐美加子氏及び木村尚敬氏）にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、高田康平氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役である高田康平氏は、過去に三井物産に在職経験があるため、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記の当社取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えております。

## （2）算定に関する事項

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであり、本売渡株式対価は本公開買付価格と同一であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

## （3）上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東証プライム市場に上場されておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2023年7月26日まで整理銘柄に指定された後、2023年7月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東証プライム市場において取引することはできません。

## （4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本売渡対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は、三井物産らの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、三井物産が、2023年5月29日時点において、当社株式23,707,200株（所有割合36.56%）を所有し、当社を持分法適用会社としており、本取引が当社の主要株主かつ筆頭株主である三井物産による持分法適用会社の買収に該当することから、当社における本取引の検討の過程において構造的な利益相反の問題と一般株主との間の情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれがあること、当時の当社の取締役8名のうち、三井物産の従業員の地位を過去10年以内に有していた者が3名（網野孝氏、石垣聖二氏、古賀博之氏）、三井物産の執行役員を兼務している者が1名（小日山功氏）いたこと、及び当時の当社の監査役4名のうち、三井物産の従業員の地位を過去10年以内に有していた者が1名（丸岡利彰氏）いたことに鑑み、本公開買付けを含む本取引において、三井物産ら及び当社は、本公開買付けの段階から本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、下記①から⑧の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、三井物産らにおいて実施した措置については、三井物産らから受けた説明に基づいております。また、三井物産らは、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」

(Majority of Minority) の応募を本公開買付け成立の条件として設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと

考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、三井物産らは、下記①から⑧までの措置を通じて、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

① 三井物産らにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

三井物産は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、三井物産ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに当社から独立した第三者算定機関として三井物産のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。野村証券は、三井物産ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本経営統合に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

野村証券は、複数の株式価値算定手法の中から、当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの判断に基づき、当社株式が東証プライム市場に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、当社株式の株式価値の算定を行ったとのことです。三井物産は、野村証券から、三井物産株式価値算定書を取得したとのことです。なお、三井物産は、三井物産らにおいて本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、野村証券から本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

三井物産が野村証券から取得した三井物産株式価値算定書の詳細は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 公開買付者らにおける独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2022年8月27日に開催された当社取締役会における決議により、本特別委員会を設置いたしました。かかる本特別委員会の設置に先立ち、当社は、2022年7月下旬から、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するために、森・濱田松本法律事務所の助言も得つつ、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに本取引との間で重要な利害関係を有しない当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の全員に対して、本提案を受領した旨並びに本取引は支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が生じ得るため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明いたしました。また、当社は、並行して、森・濱田松本法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補者の検討を行いました。その上で、当社は、本特別委員会の委員の候補者

が、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバからの独立性を有すること並びに本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、上記社の独立社外取締役及び独立社外監査役と協議し、森・濱田松本法律事務所の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、木村尚敬氏、岸上順一氏及び川口里香氏の3名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました（なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。また、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、成功報酬は採用しておりません。）。

その上で、当社は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2022年8月27日開催の当社取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問いたしました。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(i) 当社取締役会における本取引に関する意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、(ii) 本特別委員会が本取引に関する取引条件が妥当でないと判断した場合、当社取締役会は当該取引条件による本取引の承認を行わないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i) 当社が三井物産、KDDI及びKDDIエボルバとの間で行う交渉の過程に実質的に関与すること（三井物産、KDDI及びKDDIエボルバとの交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、並びに、自ら三井物産、KDDI及びKDDIエボルバと交渉を行うことを含みます。）、(ii) 本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社が負担します。）、又は、当社の財務又は法務等に関するアドバイザーを指名し又は承認（事後承認を含みます。）すること、(iii) 必要に応じ、当社の役員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること及び(iv) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項について権限を付与することを決議しております。

上記の当社取締役会においては、当時の当社の取締役8名のうち、網野孝氏、石垣聖二氏及び古賀博之氏については過去に三井物産に在職経験があることから、並びに小日山功氏は三井物産の執行役員を兼任していることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記4名を除く当社取締役4名（すなわち、小志田典彦氏、岸上順一氏、由佐美加子氏及び木村尚敬氏）にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、丸岡利彰氏及び鎌田伸一郎氏を除く当時の監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当時の当社の常勤監査役であった丸岡利彰氏は過去に三井物産に在職経験があることから、当社の社外監査役である鎌田伸一郎氏は当社の株主であったセントラル警備保障株式会社（以下「セントラル警備保障」といいます。）の役職を兼任していたことから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記の当社取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えております。

また、決議に参加しなかった網野孝氏、石垣聖二氏、古賀博之氏及び小日山功氏の4名が上記議案につき会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、当該議案について取締役会の定足数を満たしていないことになる可能性があるため、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、三井物産に過去に在職経験のある取締役3名のうち、三井物産において籍を有しなくなってからの期間が3年を経過した取締役の古賀博之氏を加えた取締役5名にて改めて当該議案について採決を行い全員一致により決議いたしました。また、上記の当社取締役会においては、丸岡利彰氏及び鎌田伸一郎氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当時の当社の常勤監査役である丸岡利彰氏は過去に三井物産に在職経験があることから、当社の社外監査役である鎌田伸一郎氏は当

社の株主であったセントラル警備保障の役職を兼任していたことから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記の当社取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えております。

## (ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2022年9月2日から2023年1月13日までの間に合計16回、計約19.5時間にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。

本特別委員会は、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認しており、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに当社の関連当事者には該当しないこと及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認の上、その選任を承認しております。

さらに、本特別委員会は、下記「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しております。

その上で、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。また、本特別委員会は、SMBC日興証券から受けた助言も踏まえつつ、当社が作成した本事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しております。

本特別委員会は、当社から、本取引及び本経営統合の目的や意義、当社の事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施し、三井物産に対して質問事項を提示し、三井物産から、本取引及び本経営統合の目的及び背景、本取引及び本経営統合後の経営方針等についてインタビュー形式により質疑応答を実施しております。

さらに、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、SMBC日興証券は、本事業計画を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、SMBC日興証券が実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。

加えて、本特別委員会は、当社の三井物産との交渉について、随時、当社及びSMBC日興証券から報告を受け、審議・検討を行い、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会は、三井物産からの本公開買付価格に関する提案を受領次第、それぞれの提案について報告を受け、SMBC日興証券から対応方針及び三井物産との交渉方針等についての分析・意見を聴取した上で、SMBC日興証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえて検討を行いました。その上で、本特別委員会は当社に対し、当社としての本取引の意義・目的を達するために三井物産との間で協議すべき事項について意見を述べる等、当社と三井物産との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与いたしました。その結果、当社は、2023年1月11日、三井物産から、本公開買付価格を1株当たり1,465円とすることを含む提案を受け、結果として、合計5回の提案を受け、最初の価格提案から12.69%の価格の引き上げを受けるに至っております。

さらに、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から、複数回、当社が公表又は提出予定の本公開買



付けに係る 2023 年 1 月 13 日付当社プレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しております。

### (iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、SMB C 日興証券から受けた助言及び 2023 年 1 月 12 日付で提出を受けた本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2023 年 1 月 13 日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の 2023 年 1 月 13 日付答申書を提出しております。

### (a) 答申内容

- i 当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を表明することが妥当であると考えます。
- ii 当社取締役会における本取引についての決定（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定及び三井物産らが当社株式の全て（但し、三井物産が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を所有するための一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）についての決定）は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

### (b) 答申理由

- i 以下の点より、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的には正当性があるものと考えます。

- ・三井物産及びKDD Iからは、①本経営統合を目的とした本取引により、当社グループとKDD Iグループの機能を相互に補充することで、統合会社において、デジタル BPO による顧客の事業プロセスのサポートサービスの提供を推進し、BPO 業界におけるプレゼンスの更なる向上を目指すことが可能になると考えられる、②また、本取引により、統合会社において、当社及びKDD I エボルバの業務運用情報の集約、営業機能の統合等を実施することにより、各種コストの削減及び業務スタッフの適切配置等が可能となると考えられる、③当社及びKDD I エボルバが相互の既存顧客にサービスを提供することで、統合会社グループ一体としての事業展開の推進が可能となる、④統合会社においてクラウド環境に分散するデータを一元的に管理、活用するための基盤を構築することにより、コンタクトセンター事業運営の効率化に伴う費用削減・クラウド統合基盤の外販による売上増加を図ることができると考えられる、⑤本取引により想定され得るディスシナジーとして、(i) KDD I グループ以外の当社の現在の通信キャリア系列の顧客に対する売上の一部が剥落する可能性、(ii) マルチベンダーの顧客（当社及びKDD I エボルバの双方が当該顧客に対しサービスを提供している場合）に対する売上が、契約条件の変更によって減少する可能性、(iii) 人事制度の統合により販売費及び一般管理費が増加する可能性並びに(iv) 本経営統合に伴う人材の離反の可能性が考えられるが、(i) のディスシナジーは、KDD I グループ以外の通信キャリア系列の顧客に対する売上の全てが剥落するとは限られず、本経営統合のシナジーは(i)～(iv)のディスシナジーを上回ると考えられる等の説明を受けている。
- ・これに対し、当社からは、①本経営統合を目的とした本取引により、当社が三井物産グループ及びKDD I グループの顧客基盤・営業網等をより一層有効に活用することを可能にし、コンタクトセンター及び人財というリソースを共同して有効に活用することにより、事業基盤の強化・売上拡大

をより迅速に行うことができると考えられる、②経営陣の意思決定の柔軟性向上及び業務の効率化・生産性向上を通じた更なる収益性の改善を図ることができると考えられる、③当社が三井物産グループ及びKDDIグループ企業各社のノウハウやリソースを活用することで付加価値の高いサービスの開発・提供を図ることができると考えられる、④本取引により当社株式を非公開化することで、上場維持するためのコスト及び業務を軽減できると考えられる、⑤本取引により想定されるディスシナジーとして、KDDIグループ以外の当社の現在の通信キャリア及びその系列の顧客に対する売上の一部が剥落する可能性があるものの、当社は既存取引先との取引関係の維持及び拡大に向けて営業活動を継続する等の対応を行う予定であり、これらの対応によって、必ずしもKDDIグループ以外の通信キャリア及びその系列の顧客との全ての取引が終了するわけではないと考えられる等の説明を受けている。

- ・また、当社グループの主な事業の内容が労働集約的であることから、本経営統合に起因して優秀な人材の離脱・従業員の大量離脱が生じることになると、当社グループの企業価値が大きく損なわれる可能性があるが、本経営統合後の統合会社の運営・人事・処遇等について、①三井物産及びKDDIからは、(i)統合会社の企業理念は、当社及びKDDIエボルバにて共同で独自に作っていくことを想定しており、両者の企業文化の理解を加速化させる過程で、両者の優れたポイントを統合会社に生かしておくことを想定している旨、(ii)本経営統合後の当社グループの従業員の雇用は維持する予定であり、雇用縮小は想定しておらず、人材登用についても出身母体にかかわらず優秀な人材が要職ポジションに登用されるべきであると考えている旨、(iii)本取引の目的である本経営統合は、三井物産及びKDDIの統合会社の議決権比率にかかわらず当社とKDDIエボルバの対等の精神に基づく統合である旨、(iv)統合会社の経営方針は三井物産及びKDDIとともに議論をしつつ、統合会社が主体的に決定していくことを想定している旨、(v)人事に関する各種制度の統合は最適なスケジュールを模索する予定である旨等の説明を受けており、②当社からは、当社が当社及びKDDIエボルバの代表者及び部長級の役職員による各会談を通じた両社の企業文化の内容及び親和性の確認及び検討を行ったところ、両社の企業文化は異質であるとまではいえず、本経営統合の支障になるとは言い難いと考えている旨、また、当社としても、企業価値の維持・向上（優秀な人材の離脱・従業員の大量離脱防止を含む。）の観点から、本経営統合にあたり、当社従業員の不安を払拭するための取組みを推進していく予定である旨等の説明を受けている。
  - ・以上を踏まえて、特別委員会において慎重に審議・検討をしたところ、本取引におけるシナジー・ディスシナジー等に関する三井物産及びKDDI並びに当社の説明は不合理ではなく、デジタルBPOの推進に伴う競争力強化を中心としたシナジーはKDDI以外の通信キャリア顧客の離反を含むディスシナジーを上回ると考えられ、また、本経営統合に起因する優秀な人材の離脱・従業員の大量離脱等によって当社グループの企業価値が大きく損なわれることはないと考えられることから、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引には正当性があると考え。
- ii 以下の点より、本取引においては、当社の一般株主の利益を図る観点から、適正な手続が実施されているものと考え。
- ・当社においては、三井物産ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに当社から独立した特別委員会が設置され、有効に機能したものと認められる。
  - ・当社は、本特別委員会が、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに当社の関連当事者に該当せず、かつ、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認した上で、当社の法務アドバイザーとすることを承認した森・濱田松本法律事務所から専門的助言を受けている。

- ・当社は、本特別委員会が、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関とすることを承認したSMB C日興証券から、財務的見地からの助言・意見等を得るとともに、本株式価値算定書を取得している。
  - ・当社は、過去に三井物産、KDD I 及びKDD I エボルバ各社の役職員であったことのない当社の取締役1名（小志田典彦氏）及び当社の従業員2名の総勢3名からなる検討体制を構築し、本公開買付けにおける本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉、及び当社株式の価値評価の基礎となる本事業計画の作成は当該体制にて実施しており、原則として、現に三井物産グループの役職員を兼任する当社の役職員のみならず、過去に三井物産グループの役職員であった当社の役職員（当社の取締役である網野孝氏、石垣聖二氏、古賀博之氏及び小日山功氏も含む。）を関与させていない。
  - ・当社の取締役のうち、網野孝氏、石垣聖二氏及び古賀博之氏は過去に三井物産に在職経験があり、小日山功氏は三井物産の執行役員を兼任しているため、また、当社の監査役のうち、丸岡利彰氏は過去に三井物産に在職経験があり、鎌田伸一郎氏は当社の株主であるセントラル警備保障の役職を兼任しているため、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、これらの取締役及び監査役は、本特別委員会を設置する取締役会の開催日以降 2023 年 1 月 13 日現在に至るまでの間、本取引に係る当社取締役会の審議及び決議（例外として、古賀博之氏は、定足数を確保する観点から、網野孝氏、石垣聖二氏及び古賀博之氏を除いた取締役により取締役会を開催し審議及び決議をした直後に、再度開催する取締役会の決議のみに参加している。）並びに当社の立場において本取引に係る協議及び交渉に参加していない。
  - ・当社は、三井物産ら、KDD I 及びKDD I エボルバとの間で、当社が Otemachi Holdings 以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社と接触等を行うことを制限するような内容の合意等を行っておらず、また、本公開買付期間は 20 営業日（注）であるものの、三井物産らは、2023 年 1 月 13 日に本公開買付けを開始する予定であることを公表し、競争法に基づく必要な手続の完了を含む一定の前提条件が充足された後、2023 年 3 月頃に本公開買付けの開始を目指しているとのことであり、本公開買付けの開始までに約 2 ヶ月間を要することから、本公開買付けの公表後買付期間の終了までに、対抗提案が可能な期間が 2 ヶ月以上確保されているため、他の買収者による買収提案の機会が確保されている。
- （注）2023 年 1 月 13 日の時点では、三井物産らより、本公開買付期間を 20 営業日とする旨の連絡を受けておりましたが、Otemachi Holdings は、本公開買付期間を 22 営業日と定めているとのことです。
- ・本公開買付けにおいては、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) 条件が設定される予定はないが、本取引では他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) 条件の設定がなされていないことは、本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではないと考えられる。
  - ・本公開買付けにおいては、一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。
  - ・本取引においては、本スクイーズアウト手続は本公開買付けの終了後、時間的に近接して行われる予定であること、及び当該手続において株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有している当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定であること、並びに本スクイーズアウト手続は会社法その他関係法令を遵守した上で履践されることがプレスリリース

ス等で明示される予定であることから、本取引については強圧性の問題が生じないように配慮の上、本スクイーズアウト手続の適法性も確保されているといえる。

- iii 以下の点より、本取引に係る公開買付価格等の条件の妥当性は確保されているものと考えられる。
- 本株式価値算定書における DCF 法による算定の前提とされている当社の本事業計画の策定手続及び内容は合理性が認められる。
  - 本株式価値算定書における算定の方法及び内容に特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本公開買付価格は、SMBC日興証券による市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果の上限を上回り、DCF 法による算定結果の範囲内にある価格であると認められる。
  - 本公開買付価格は、公表日前日の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値のいずれに対しても類似事例（2016年以降に公表された持分法適用会社の完全子会社化を企図した事例）の平均値と同等のプレミアム水準が確保されているものと認められる。
  - 本特別委員会は、当社と三井物産との間の本公開買付価格等の本取引の条件に関する協議・交渉過程において実質的に関与しており、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保された上で、真摯な交渉が実施されたものと認められる。
  - 本取引の買収の方法について、一段階目として本公開買付けを行い、二段階目として株式売渡請求又は株式併合によるスクイーズアウトを行う方法は、本取引のような完全子会社化の取引においては一般的に採用されている方法の一つである。また、買収対価の種類については、三井物産と当社の事業は異なること及び三井物産の株価が下落するリスクを負うことを回避できることからすると、買収対価として金銭を交付する方法によることにも妥当性があると考えられる。
  - 以上に述べたこと等からすれば、本取引に係る本公開買付価格等の条件の妥当性が確保されているものと考えられる。
- iv 上記 i のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものと考えられ、本取引の目的には正当性があると考えられること、上記 ii のとおり、本取引においては一般株主の利益を図る観点から適正な手続が実施されていると考えられること、上記 iii のとおり、本取引に係る公開買付価格等の条件については妥当性が確保されていると考えられることから、当社取締役会が、本公開買付けについて賛同するとともに、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を決定することは、当社の少数株主にとって不利益ではなく、妥当であると考えられる。また、当社取締役会における本取引についての決定（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定及び本スクイーズアウト手続についての決定）は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

そして、当社は、2023年3月31日付「三井物産株式会社が出資する Otemachi Holdings 合同会社による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」にてお知らせしましたとおり2023年3月31日、三井物産らより、国内外の競争法に基づく手続及び対応のうち、一部の国における競争法に基づく手続及び対応が完了しておらず、本公開買付けを開始する時期は2023年5月頃になるものと見込んでいる旨の連絡を受けました。

その後、三井物産らは、2023年5月25日に、ベトナム当局から発出された本合併②を承認する文書を受領したことをもって、本取引及び本経営統合の実行に必要な国内外（日本、中国、韓国、フランス、フィ

リピン及びベトナム)の競争法その他類似の法律上のクリアランスの取得が全て完了したことから、同日、本前提条件がいずれも放棄されることなく全て充足されることが確実であると判断したため、当社に対し、その他の本前提条件が充足されていること又は三井物産及びKDDIにより放棄されていることを前提として、本公開買付けの開始日を2023年5月30日とする予定である旨の連絡を行ったとのことです。

当社は、2023年5月8日、本特別委員会に対して、本公開買付けが開始されるにあたり、本特別委員会が2023年1月13日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問いたしました。

本特別委員会は、2023年5月12日開催の第17回特別委員会、同月17日開催の第18回特別委員会及び同月29日開催の第19回特別委員会において、当社に対して、2023年1月13日以降本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、当該諮問事項について検討を行った結果、2023年1月13日以降、2023年5月29日までの事情を勘案しても2023年1月13日付で当社の取締役会に対して表明した意見を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2023年5月29日に、委員全員の一致の決議により、当社取締役会に対して、本特別委員会が2023年1月13日付で当社取締役会に対して行った答申内容を変更する必要はないものとする旨の2023年5月29日付答申書を提出しました。

### ③ 当社における外部の法律事務所からの助言の取得

当社は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、外部の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、森・濱田松本法律事務所から本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、三井物産ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。森・濱田松本法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

### ④ 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに当社から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を選任し、SMBC日興証券から当社株式の価値算定、三井物産との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、2023年1月12日付で本株式価値算定書を取得しております。

なお、SMBC日興証券は、三井物産ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るSMBC日興証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれてい

ることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりSMB C日興証券を当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

当社がSMB C日興証券から取得した本株式価値算定書の詳細は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

#### ⑤ 当社における独立した検討体制の構築

2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2022年7月中旬、三井物産及びKDDIから本提案を受けた時点以降、本取引の検討、交渉及び判断を行う役職員として、当社の取締役である小志田典彦氏並びに過去に三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ各社の役職員であったことのない従業員2名の総勢3名からなる検討体制を構築し、本公開買付けにおける本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉、及び当社株式の価値評価の基礎となる本事業計画の作成を当該体制にて実施しております(但し、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり当社の取締役であった古賀博之氏は、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため2022年8月27日以後に開催した本取引に係る二段階目の当社取締役会にのみ参加しております。)。なお、三井物産による当社の株式価値の評価の基礎となる本事業計画は、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題を排除すべく、2022年7月下旬以降に三井物産より本取引を検討している旨の意向を受けた時点以降に、上記の検討体制の下で作成しており、本取引の存在を前提に不当にその財務数値が歪められたような事実はありません。本事業計画は、2023年1月13日開催の当社取締役会において、当時の当社の取締役8名のうち、当社の代表取締役である網野孝氏、当社の取締役である石垣聖二氏、古賀博之氏及び小日山功氏を除く計4名の取締役において審議の上、全員一致により本事業計画を承認する旨の決議を行っており、また、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、三井物産に過去に在職経験のある取締役3名のうち、三井物産において籍を有しなくなってからの期間が3年を経過した取締役の古賀博之氏を加えた取締役5名にて改めて審議の上、全員一致により本事業計画を承認する旨の決議をしております。なお、本取引に関する当社の意思決定(本事業計画の承認を含みます。)につきまして、当時の当社の取締役のうち、当社の代表取締役の網野孝氏、当社の取締役石垣聖二氏、古賀博之氏及び小日山功氏並びに当時の当社の常勤監査役である丸岡利彰氏及び社外監査役である鎌田伸一郎氏は、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、当該意思決定に関与しておりません。但し、当社の取締役であった古賀博之氏は、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため2022年8月27日、同年9月21日、2023年1月13日、同年5月8日及び同月29日にそれぞれ開催した二段階目の当社取締役会にのみ参加しております。以上の取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)は森・濱田松本法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の確認を得ております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、SMB C日興証券から受けた助言及び本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、2023年1月13日付答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議いたしました。

その結果、当社は、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引により三井物産グループ及びKDD Iグループと少数株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避できるとともに三井物産グループ及びKDD Iグループとの連携及び経営資源の効率的活用を迅速かつ円滑に行うことが期待でき、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当なものであり、また、本公開買付け価格が2023年1月12日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値974円に対して50.41%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,002円に対して46.21%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,005円に対して45.77%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,017円に対して44.05%のプレミアムを加えた価格であり、2016年1月1日以降に公表された、国内に上場している持分法適用会社の完全子会社化を企図した他社株公開買付けの事例17件（但し、MBO事例やリーク報道により対象会社の株価が高騰している事例等を除きます。）のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値・平均値（31.6%、35.7%）、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（43.1%、44.3%）、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（52.2%、49.6%）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（49.2%、51.7%））と比較して遜色ない水準であることから、本公開買付けは当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2023年1月13日開催の当社取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

そして、当社は、2023年3月31日付「三井物産株式会社が出資するOtemachi Holdings 合同会社による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」にてお知らせしましたとおり2023年3月31日、三井物産らより、国内外の競争法に基づく手続及び対応のうち、一部の国における競争法に基づく手続及び対応が完了しておらず、本公開買付けを開始する時期は2023年5月頃になるものと見込んでいる旨の連絡を受けました。

その後、三井物産らは、2023年5月25日に、ベトナム当局から発出された本合併②を承認する文書を受領したことをもって本取引及び本経営統合の実行に必要な国内外（日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナム）の競争法その他類似の法律上のクリアランスの取得が全て完了したことから、同日、本前提条件がいずれも放棄されることなく全て充足されることが確実であると判断したため、当社に対し、その他の本前提条件が充足されていること又は三井物産及びKDD Iにより放棄されていることを前提として、本公開買付けの開始日を2023年5月30日とする予定である旨の連絡を行ったとのことです。

これを受け、当社は、本特別委員会が提出した 2023 年 5 月 29 日付答申書において示された本特別委員会の判断内容及び 2023 年 1 月 13 日開催の取締役会以降の当社の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、2023 年 5 月 29 日時点においても、本取引を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が高まりこそすれ、薄れることはなく、2023 年 1 月 13 日時点における当社の本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、2023 年 5 月 29 日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

上記の当社取締役会においては、当時の当社の取締役 8 名のうち、網野孝氏、石垣聖二氏及び古賀博之氏については過去に三井物産に在職経験があることから、並びに小日山功氏は三井物産の執行役員を兼任していることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記 4 名を除く当社取締役 4 名（すなわち、小志田典彦氏、岸上順一氏、由佐美加子氏及び木村尚敬氏）にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、丸岡利彰氏及び鎌田伸一郎氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の常勤監査役であった丸岡利彰氏は過去に三井物産に在職経験があることから、当社の社外監査役である鎌田伸一郎氏は当社の株主であったセントラル警備保障の役職を兼任していたことから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記の当社取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えております。

また、決議に参加しなかった網野孝氏、石垣聖二氏、古賀博之氏及び小日山功氏の 4 名が上記議案につき会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、当該議案について取締役会の定足数を満たしていないことになる可能性があるため、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、三井物産に過去に在職経験のある取締役 3 名のうち、三井物産において籍を有しなくなってからの期間が 3 年を経過した取締役の古賀博之氏を加えた取締役 5 名にて改めて当該議案について採決を行い全員一致により決議いたしました。また、上記の取締役会においては、丸岡利彰氏及び鎌田伸一郎氏を除く当時の監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当時の当社の常勤監査役であった丸岡利彰氏は過去に三井物産に在職経験があることから、当社の社外監査役である鎌田伸一郎氏は当社の株主であったセントラル警備保障の役職を兼任していたことから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記の当社取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えております。

なお、当時の当社の取締役のうち、網野孝氏、石垣聖二氏及び古賀博之氏については過去に三井物産に在職経験があることから、並びに小日山功氏は三井物産の執行役員を兼任していることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、古賀博之氏が 2022 年 8 月 27 日、同年 9 月 21 日、2023 年 1 月 13 日、同年 5 月 8 日及び同月 29 日にそれぞれ開催の当社取締役会のそれぞれの二段階目の審議及び決議のみに参加したことを除き、2022 年 8 月 27 日、同年 9 月 21 日、2023 年 1 月 13 日、同年 5 月 8 日及び同月 29 日にそれぞれ開催の当社取締役会を含む本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場において本取引に係る協議及び交渉に参加していません。

また、当時の当社の常勤監査役であった丸岡利彰氏は、過去に三井物産に在職経験があることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、当社の立場において本取引に係る協議及び交渉に参加していません。

さらに、当社の社外監査役である鎌田伸一郎氏は、当社の株主であったセントラル警備保障の役職を兼



任していたことから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、当社の立場において本取引に係る協議及び交渉に参加しておりません。

#### ⑦ 取引保護条項の不存在

三井物産ら、KDD I 及び KDD I エボルバと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### ⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

三井物産らは、2023年5月29日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、三井物産らが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（三井物産らが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して、株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主（当社及び三井物産らを除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

#### 4. 今後の見通し

本公開買付けにつきましては、2023年5月29日付当社プレスリリースに記載のとおり、当社及びKDD I の完全子会社である株式会社KDD I エボルバの対等の精神に基づく経営統合に向けた一連の取引の一環として行われたものです。

2023年5月29日付当社プレスリリースに記載のとおり、本株式売渡請求手続きの完了後、当社及びOtemachi Holdings の間において、当社を吸収合併存続会社としOtemachi Holdings を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併①」といいます。）を実施し、本合併①の効力発生後に、本合併②を実施することを予定しております。本経営統合の完了後、三井物産の統合会社に対する議決権の所有割合は49.0%となり、統合会社は三井物産の持分法適用会社となる予定です。

なお、本合併①の効力発生日は2023年8月末頃、本合併②の効力発生日は2023年9月初旬頃になる予定です。

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

三井物産は、当社の支配株主（親会社）であるため、当社取締役会による本株式売渡請求に関する承認は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社は、2023年6月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係

を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得する等、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じることとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを方針としております。

本株式売渡請求の承認に係る当社の意思決定に係る過程においても、当社は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本特別委員会より、当社取締役会における本取引についての決定（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定及び本スクイーズアウト手続についての決定）は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の2023年1月13日付答申書及び2023年5月29日付答申書を入手しております。

詳細は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。なお、2023年1月13日付答申書及び2023年5月29日付答申書は、本株式売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上